

## 広島県告示第九百七十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和二年九月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

区域の名称		土 砂 灾 害 警 戒 区 域		所 在 地	
区域の名称		土 砂 灾 害 特 別 警 戒 区 域		所 在 地	
桐原（四六七）	崩壊急傾斜地の自然現象の発生原因となる土砂災害	表 区 域 示 の	桐原（四六七）	広島県広島市安佐北区可部町大字桐原、同市安佐北区可部町大字下町屋及び同市安佐北区三入南一丁目地内	広島県広島市安佐北区可部町大字桐原、同市安佐北区可部町大字下町屋及び同市安佐北区三入南一丁目地内
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
根谷川支川（一一五〇）(三)	根谷川支川（五九〇）(五九)	根谷川支川（五九〇）(五九)	根谷川支川（五九〇）(五九)	桐原（四六七）	三律の土戒定第号年施推砂区す九域で政行進災域る条の定令に害等土砂二表示め第へ関防に災項及る八平す止お災害にび事十成る対策る警規法項四十法策る警規法
土石流	土石流	土石流	土石流	崩壊急傾斜地の自然現象の発生原因となる土砂災害	土石流
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
根谷川支川（一一五〇）(三)	根谷川支川（五九〇）(五九)	根谷川支川（五九〇）(五九)	根谷川支川（五九〇）(五九)	桐原（四六七）	三律の土戒定第号年施推砂区す九域で政行進災域る条の定令に害等土砂二表示め第へ関防に災項及る八平す止お災害にび事十成る対策る警規法項四十法策る警規法
土石流	土石流	土石流	土石流	崩壊急傾斜地の自然現象の発生原因となる土砂災害	土石流
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。